

行政立法・通達・計画等(2)

(百選「I-54」～「I-58」)

問題001

国が、教育の一定水準を維持しつつ、高等学校教育の目的達成に資するために、高等学校教育の内容及び方法について遵守すべき規準を定立する必要がある、特に法規によってそのような基準が定立されている事柄については、教育の具体的内容及び方法につき高等学校の教師に認められるべき裁量にもおのずから制約が存する。

001 解答：妥当である。(I-54)

問題002

最高裁判所は、学習指導要領の法的性質につき、法規としての性質は認められないとした。

002 解答：誤り
法規であるとした。(I-54)

問題 003

漁業法及び水産資源保護法に基づいて制定された北海道海面漁業調整規則は、わが国領海における漁業および公海における日本国民の漁業のみならず、領海および公海と接続して一体をなす外国の領海において漁業を営んだ場合にも適用される趣旨のものと解するのが相当である。

003 解答：妥当である。(I - 5 5)

問題 004

社会観念上普通に遊戯具とされているパチンコ球遊器ではあるが、物品税法上の遊戯具に含まれると解することは困難である。

004 解答：誤り

物品税法上の遊戯具に含まれないと解することは困難であるとした。(I - 5 6)

問題 005

パチンコ球遊器に対する課税がたまたま通達を機縁として行われたものであっても、通達の内容が法の正しい解釈に合致するものである以上、本件課税処分は法の根拠に基づく処分と解するに妨げがなく、憲法に違反するものでもない。

005 解答：妥当である。(I - 5 6)

問題 006

元来、通達は、原則として、法規の性質をもつものではなく、上級行政機関が関係下級行政機関および職員に対してその職務権限の行使を指揮し、職務に関して命令するために発するものであり、このような通達は右機関および職員に対する行政組織内部における命令にすぎない。

006 解答：妥当である。(I - 5 7)

問題 007

通達の内容が、法令の解釈や取扱いに関するもので、国民の権利義務に重大なかわりをもつようなものである場合においては、このような通達は一般の国民を直接拘束する性質のものと認めることができる。

007 解答：誤り

そのような通達でも、一般の国民を直接拘束するものではないとした。(I - 5 7)

問題 008

通達は、元来、法規の性質をもつものではないが、行政機関が通達の趣旨に反する処分をした場合においては、そのことを理由として、その処分の効力を争うことができる。

008 解答：誤り

行政機関が通達の趣旨に反する処分をした場合においても、そのことを理由として、その処分の効力が左右されるものではないとした。(I - 57)

問題 009

裁判所が通達に拘束されることのないことはもちろんであるから、裁判所は、法令の解釈適用にあたっては、通達に示された法令の解釈とは異なる独自の解釈をすることができ、通達に定める取扱いが法の趣旨に反するときは独自にその違法を判定することもできる。

009 解答：妥当である。(I - 57)

問題 010

通達は行政処分等ではないから、当該通達の取消しを求める取消の訴えは許されないものとして却下すべきものである。

010 解答：妥当である。(I - 5 7)

問題 011

高速道路の建設等の事業について、当該事業地内の不動産につき権利を有する者のみならず、当該事業地の周辺地域に居住し又は通勤、通学する者についても、当該事業に関する認可等によりその権利若しくは法律上保護された利益が侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあると解するを相当とする。

011 解答：誤り

事業地の周辺地域に居住し又は通勤、通学する者についても、当該事業に関する認可等によりその権利若しくは法律上保護された利益が侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあると解すべき根拠はないとした。

(I - 5 8)

問題 012

高速道路の建設等の事業に関する処分について、事業地の周辺地域に居住し又は通勤、通学する者については、本件処分の取消しを求める原告適格を有しないというべきである。

012 解答：妥当である。(I - 5 8)

問題 013

旧法の下においては都市計画の基準として公害防止計画に適合することを要するとはされていなかったとしても、その後に定められた公害防止計画に適合しないものを適法、有効な都市計画とみなすことはできない。

013 解答：誤り

その後に定められた公害防止計画に適合するか否かにかかわらず、現行法下においてもそのまま適法、有効な都市計画とみなされるものというべきであるとした。

(I - 5 8)

問題 014

都市計画法 13 条 1 項柱書き後段は、都市計画が公害防止計画の妨げとならないようにすることのみならず、公害防止計画の適合性をも要求しているものと解される。

014 解答：誤り

都市計画が公害防止計画の執行を妨げなければ、それ以上公害防止計画の適合性までは要求するものではないとした。(I - 5 8)